あおぞら便りNo.77 2024年8月号

あおぞら税理士法人 発行 編集 鈴木 裕之

〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711 HP URL https://tax-aozora.com



熱中症がもっとも心配な季節を迎えます。皆様、〈れぐれもお気をつけ〈ださい。 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



# 10,000 円以下の飲食費とインボイス

令和6年4月1日以後支出分より、税務上の交際費等から除外する飲食費の額が1人当たり 10,000 円以下となりました。インボイス制度下での"10,000 円"はどう考えるのか、確認しましょう。

## 1人当たりの飲食費

1人当たりの飲食費(社内飲食費を除く。以下同じ)は、次の 算式で計算します。除外するには金額だけでなく、一定の書 類の保存が求められている点にも、留意しましょう。

#### 【算式】

飲食等として支出する金額

1人当たりの

飲食等に参加した者の数

飲食額

## インボイス制度下での 10,000 円

税抜経理方式を適用している場合、消費税等の額を含めず (税抜)10,000 円以下であるか判断します。その際、消費税の 計算を一般課税で計算する事業者にあっては、支払先がイン ボイス発行事業者か否かで、消費税率10%の場合、原則、次 のとおり異なります。

#### 交際費等の損金不算入制度の概要(イメージ)

### 【10,000 円のボーダーライン(支払金額)】

消費税率 10%

		インポイス 発行事業者	左記以外	
	R6.4.1~R8.9.30	11,000円	10,784円	
	R8.10.1~R11.9.30		10,476円	
	R11.10.1∼		10,000円	

端数処理等により、金額に1円の差が生じます。

「左記以外」の金額が期間により異なるのは、税抜経理でき る割合が は消費税等の額の80%、 が50%と異なるためで は全くできず、支払金額全額で判断します。

### 超えたとしても......

結果的に 10,000 円を超えて交際費等となったとしても、 下表のとおり中小法人等であれば、その他の交際費等と合計 して年800万円まで損金となる特例があります。

		飲食費(社内飲食費を除く)		左記以外の交際費等
		1人当たり10,000円以下	1人当たり10,000円超	取引先等への 贈答・慶弔・謝礼金等
期末資本金の額等が100億円超の法人等			損金不算入	
以外の法人	接待飲食費に係る 損金算入の特例 <sup>3</sup>	損金算入	50 <b>%損金算入</b>	損金不算入
中小法人等 1 2	中小法人に係る 損金算入の特例 <sup>3</sup>		合計年800万円まで損金算入	

- 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等一定の法人以外の法人等中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例か中小法人の損金算入の特例が1ずれか選択適用令和6年度税制改正により適用期限が3年(令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで)延長

お仕事カレンダー				
8月13日(火)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(7月分)			
	健康保険・厚生年金保険料の支払期限(7月分)(9月2日期限)			
8月31日(土)	個人の県民税・市町村民税の納期限(第2期分) 市町村の条例で定める日まで(9月2日期限)			
	個人の事業税の納期限(第1期分) 各都道府県の条例で定める日まで(9月2日期限)			

あおぞら便りNo.77 2024年8月号

# 相続した土地・建物の登記が義務化されました

相続した土地・建物の登記はお済みですか? 2024年4月1日から、相続登記が義務化されました。相続で取得したことを 知った日から3年以内に(2024年3月末までに相続した未登記の不動産の場合は、2027年3月末までに)登記しなければなりません。

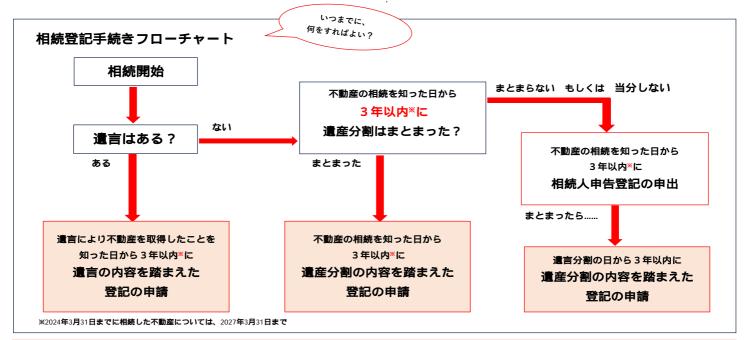
#### このままにしておく.....が封じ手に

誰が不動産を取得するか、スムーズに決まる場合もあれば、そうでない場合もあります。決まれば登記できますが、期限までに決まりそうになければ、いったん「相続人申告登記」等を行い、話がまとまった後に改めて相続登記を行う、という段階を踏むことになります。つまり、決まるか決まらないかにかかわらず、期限までに何らかの登記を行う必要があります。正当な理由なく登記をしていない場合は、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

#### できれば早めのご対応を

一般的に、時間の経過とともに法定相続人が増え複雑化するため、遺産分割がより困難になり、費用負担も増える傾向にあります。登記の手間や費用により先延ばしにされている場合は、早めのご対応がおすすめです。

なお、遺産分割協議による場合、法定相続分で相続した場合、遺言に従って取得した場合など、ケースによって必要な登記や書類が異なります。下記法務省サイトにて、それぞれの手続きをまとめたハンドブックがダウンロードいただけますので、ご活用ください。



参考: 法務省「不動産を相続した方へ ~ 相続登記・遺産分割を進めましょう~」https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\_00435.html

#### お 仕事 備 忘 録

1.個人事業者の税金の納付...8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。 納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう

また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例 ・個人事業税 (第1期分)

- ・個人都道府県民税・市町村民税(第2期分)
- 2. **随時改定の反映(4月昇給の場合)**…随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。定時決定の反映とは時期が異なりますので、随時改定なのか、定時決定なのか、どちらに該当するかを把握しておきましょう。
- 3. **賞与所得税の納付...**7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付する ことを忘れないようにしましょう。 (出典:MyKomon)

## ~お知らせ~

誠に勝手ながら 8 月 1 3 日 (火) から 8 月 1 5 日 (木) まで夏季休業とさせていただきます。 ご理解の程よろしくお願い致します。